

平成 27 年(行)第 429 号 イラク戦争検証結果報告書不開示処分取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス



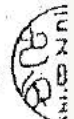




被告 国

### 証拠説明書(4)

2017(平成29)年8月28日

東京地方裁判所民事第38部A2係 御中

原告訴訟代理人

弁護士	秋	山	幹	男	
同	二	関	辰	郎	
同	古	本	晴	英	
同	牧	田	潤	一朗	
同	出	口	か	おり	
同	藤	原	大	輔	
同	小	野	高	広	

備考欄の\*は、外務省の開示文書であることを示す

甲	標 題 (原本・写しの別)	作成者 作成年月日	立証趣旨	備考
20	「大量破壊兵器に係る米国の情報能力に関する委員会」(いわゆる WMD 委員会) 最終報告書の概要 写し	外務省北米第一課 2005. 4. 1	米国 WMD 報告書の概要。 イラクにおける大量破壊兵器及び米国諜報機関によるインテリジェンス (諜報) 活動に関する米国による評価・分析内容等の記載のある報告書が作成・公表されていること。	*
21	「大量破壊兵器に関する米国独立委員会報告書」(イラクにおける大量破壊兵器) 写し	外務省軍備管理軍縮化 2005. 4. 6	同上	*
22	電信文「イラク情勢(「パトラー報告」)」 写し	折田正樹英国大使(当時) 2004. 7. 14	英国パトラー報告書の概要。 イラクにおける大量破壊兵器及び英国諜報機関によるインテリジェンス (諜報) 活動に関する英国による評価・分析内容等の記載のある報告書が作成・公表されていること。	*
23 の 1 ~ 5	英国チルコット委員会報告書(セクション 3.6, 3.7, 3.8, 4.3, 5の抜粋) 写し	英国チルコット委員会(和訳部分は原告代理人による) 2016. 7. 6	英国チルコット委員会報告書の概要。 イラク情勢、イラクにおける大量破壊兵器及びイラク戦争の法的根拠等に関する英国による評価・分析内容等の記載のある報告書が作成・公表されていること。	抄訳付

24	オランダ報告書（英語版要約及び結論部分の抜粋）	写し	オランダ・ダーヴィッツ委員会 （和訳部分は原告代表者による） 2010.1.12	オランダ・ダーヴィッツ委員会報告書の概要。 イラクにおける大量破壊兵器及びイラク戦争の法的根拠等に関するオランダによる評価・分析内容等の記載のある報告書が作成・公表されていること。	和訳付
25	電信文「イラクの大量破壊兵器に対する情報機関の分析に関する豪州政府調査報告書の発表」（報告書添付の原文略）	写し	大島賢三オーストラリア大使（当時） 2004.7.26	イラクの大量破壊兵器に関するオーストラリア政府報告書の概要。 イラクの大量破壊兵器に対する情報機関の分析に関するオーストラリアによる評価・分析等の記載のある報告書が作成・公表されていること。	*
26	合衆国大統領に対する報告書（表紙及び目次部分の一部の抜粋）	写し	大量破壊兵器に関する合衆国のインテリジェンス能力に関する委員会 （和訳部分は原告代理人による） 2005.3.31	米国 WMD 委員会報告書において、過去のイラクの大量破壊兵器の状況や情報機関による開戦前の評価の誤りについて論じた部分は注を含めて約200頁あること。	甲 20, 21 の報告書の原文表紙及び目次の一部
27	大量破壊兵器に関するインテリジェンスの検証（表紙及び目次部分の一部の抜粋）	写し	英国バトラー委員会 （和訳部分は原告代理人による） 2004.7.14	英国バトラー委員会報告書において、過去のイラクの大量破壊兵器の状況や情報機関による開戦前の評価の誤りについて論じた部分は約80頁あること。	甲 22 の報告書の原文表紙及び目次の一部

28	外務省ウェブページ「イラクにおける大量破壊兵器問題（参考）」	写し	外務省 2003.10	外務省が、情報提供元である国連機関を明記したうえで、イラクの大量破壊兵器問題（イラクによる隠匿や査察回避等）に関する具体的記述をウェブサイトで公表していること。	
29	外務省ウェブページ「UNSCOM及びUNMOVIC報告によるイラクの大量破壊兵器疑惑（主なもの）」	写し	外務省 2006.6	外務省が国連報告に基づいてイラクの大量破壊兵器疑惑のうち主要と外務省が考えている事項を公表していること。	
30	「対イラク軍事行動の法的根拠に関する英法務総裁の見解（仮訳）」	写し	外務省条約局法規課 2003.3.18	英国の法務総裁によるイラクに対する武力行使の法的根拠に関する見解。同見解をイラク戦争の開戦前までに日本の外務省が入手検討していたこと。	*
31	「イラクの大量破壊兵器問題（我が国の武力行使支持理由と事実認識）～これまでの政府見解・国会答弁のまとめ」	写し	外務省 2004.10.5	日本政府のイラクに対する武力行使の法的根拠に関する見解	*
32	「対イラク武力行使法的根拠」	写し	外務省 (日付不明)	同上	*

33	外務省ウェブページ 「対外情報機能の強化に向けて」	写し	外務省 「対外情報機能強化に関する懇談会」 2005. 9. 1	本件文書1の検証対象となった「2002年初めから2003年3月」以降に、外務省の情報組織は主要な改編を遂げていること、情報機関は日々改編・改良がなされていること等	
34	外務省ウェブページ 「外務大臣会見記録 (3月18, 14, 11, 7, 4日付)」 (抜粋)	写し	外務省 2003. 3	イラク戦争開戦前である2003年3月の外務大臣会見において、川口順子外務大臣(当時)が、対イラク問題について、関係各国の名称や面談相手を詳細に説明し、あるいは対イラク武力行使に関する国際法上の法的側面について見解を明らかにしていること等	マーカ ーによ る強調 は原告 代理人

